

こんな方におススメ

インボイス発行事業者登録がまだの方  
登録はしたけどよくわからない方

# インボイス制度 最終確認セミナー

受講料  
無料

会員・非会員  
問わず参加  
できます。

10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。取引先から「インボイス制度発行事業者登録が済んでいるか?」という確認の連絡が来ている事業者の方も多いかと思えます。

本セミナーでは、消費税制度の仕組みのおさらいと、**発行事業者登録したときに気を付ける経理実務のポイント**を説明します。

インボイス制度発行事業者登録に向けた最後の確認として、是非この機会にご参加ください。

※[免税事業者から課税事業者になる際の経過措置]

経過措置期間：2023年10月1日～2029年9月30日までの日の属する課税期間に免税事業者がインボイス発行事業者の登録申請が可能となるなどの経過措置があります。

## カリキュラム

※最新情報提供のため内容が変更になる場合があります。

1. 消費税制度の仕組み
2. インボイス制度の概要
3. インボイス発行事業者登録後の経理実務の留意点
4. 免税事業者に対する負担軽減措置

・開催日時： **9/22 金** 午後3時～午後4時30分

・会場：塩尻市市民交流センターえんぱーく 401

・定員：40名(先着順)

・講師：関東信越税理士会松本支部派遣税理士

・申込方法：下記の申込書に必要事項をご記入の上、  
FAX または申込フォームにてお申込み下さい。

・申込期限：前日までお申込み受付いたします。  
(※定員に達し次第、締め切らせていただきます。)

申込フォームは  
こちらから



主催 塩尻商工会議所 中小企業相談所 (Tel 0263-52-0258)

『インボイス制度 最終確認セミナー参加申込書』 FAX : 0263-51-1388

事業所名		業種(事業内容)	
住所	(〒 - )		
TEL		FAX	
E-MAIL			
参加者名		参加者名	

【個人情報の利用目的について】 ※本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、講演会開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講演会運営に関する目的のみ使用します。